

様式第九（第十九条、第百十四条の二、第三百七条の二関係）

化粧品製造販売業 許可申請書

ビル名があればビル名も記載してください

主たる機能を有する事務所の名称		広島県庁化粧品株式会社	
主たる機能を有する事務所の所在地		広島県広島市中区基町10-52	
許可の種類			
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の名		広島 太郎 広島 次郎	
総括製造販売責任者 (総括製造販売責任者補佐 薬剤師を置く場合にあつては、その者を含む。)	氏名	広島 一郎	資格 施行規則第85条第2項第2号
	住所	広島県広島市西区〇〇町1-1	
申請者に責任を有する役員(法人にあつては、薬事に関する業務の欠格条項)	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	全員なし	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	全員なし	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし	
	(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし	
	(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし	
備考	責任を有する役員が1名であれば「なし」複数名であれば「全員なし」		

上記により、化粧品の製造販売業の許可を申請します。

令和 年 月 日

法人の場合は登記上の本店住所、商号及び代表者名を記載

住所 広島県広島市中区基町10-52

氏名 広島県庁化粧品株式会社
代表取締役 広島 太郎

広島県知事 殿